

### 3 憲法審査会

#### 委員一覧（45名）

会長	柳本 卓治	(自民)	宇都 隆史	(自民)	野田 国義	(民主)
幹事	愛知 治郎	(自民)	大沼 みずほ	(自民)	福山 哲郎	(民主)
幹事	高野 光二郎	(自民)	木村 義雄	(自民)	藤末 健三	(民主)
幹事	堂故 茂	(自民)	北村 経夫	(自民)	前川 清成	(民主)
幹事	豊田 俊郎	(自民)	小坂 憲次	(自民)	牧山 ひろえ	(民主)
幹事	丸山 和也	(自民)	上月 良祐	(自民)	河野 義博	(公明)
幹事	金子 洋一	(民主)	佐藤 正久	(自民)	佐々木さやか	(公明)
幹事	小西 洋之	(民主)	滝波 宏文	(自民)	矢倉 克夫	(公明)
幹事	西田 実仁	(公明)	中曾根 弘文	(自民)	清水 貴之	(維新)
幹事	儀間 光男	(維新)	中西 祐介	(自民)	吉良 よし子	(共産)
幹事	仁比 聰平	(共産)	山下 雄平	(自民)	田中 茂	(元氣)
阿達	雅志	(自民)	有田 芳生	(民主)	江口 克彦	(次代)
赤池 誠章	(自民)	石橋 通宏	(民主)	渡辺美知太郎	(無ク)	
石井 正弘	(自民)	徳永 エリ	(民主)	福島 みずほ	(社民)	
石田 昌宏	(自民)	那谷屋 正義	(民主)	主濱 了	(生活)	

(27. 2. 25 現在)

#### (1) 活動概観

##### 〔調査等の経過〕

憲法審査会は、①日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制についての広範かつ総合的な調査、②憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等の審査を行う機関である（国会法第102条の6）。

今国会においては、「海外派遣議員の報告」、「憲法とは何か」及び「参議院憲法審査会が取り組むべき課題」について審査会を開催した後、当面の調査テーマを「二院制」とすることを決定し、「二院制」について審査会を1回開催した。

2月25日、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び英国における憲法事情、憲法改正の動向及び国民投票制度の制度内容・運用状況等について、海外派遣議員から報告を聴取した後、意見の交換を行った。

3月4日、憲法とは何かについて参考人日本大学法学部教授百地章君及び早稲田大学法学学術院教授水島朝穂君から意見を聴取した後、各参考人に対し質疑を行った。

5月27日、参議院憲法審査会が取り組むべき課題について意見の交換を行った。

9月7日、二院制について意見の交換を行った。

また、本審査会付託の請願34種類391件は、いずれも保留とした。

##### 〔調査の概要〕

2月25日、海外派遣議員から、ドイツは強い連邦制の国であり、憲法裁判所等我が国と異なる憲法保障の制度が採用されていること、イタリアは憲法改正、特に統治機構改革のさなかにあること、英国は不文憲法の国であるが、近時、実質

的意味での憲法が改正されていることが訪問国の選定理由である、ドイツでは、①財政均衡条項は、国民の間に社会保障制度維持に対する危機感があり、下からコンセンサスが形成された、②環境保護規定により、国や立法者にはそれに見合う配慮が求められるが、その遂行の仕方には裁量がある、③緊急事態のうち、外的事態については議会の関与が大きいが、内的事態については関与が弱いことへの批判がある、④憲法裁判所は、法律が違憲の場合でも議会に対して期限を設けて改善を求めるなど妥当な判断のための工夫をしている、イタリアでは、①現在進行中の憲法改正は、対等な二院制の改革と地方制度改革が大きな改正点である、②二院制の改革は、上院議員の定数削減と地方代表色の強化などであるが、下院の審議が難航している、③国民投票制度には、主に憲法改正と法律廃止のためのものがあるが、近時は国民の関心が低い、英国では、①従来から憲法成文化の主張があるが、実現は困難である、②2013年の王位継承法の改正は、細目についての検討が不十分であるとの意見がある、③行政監督が主に上院の役割とされ、委任立法に対して上院の委員会が精査する仕組みが採用されている、④上院改革は、議会の中で反対があり、国民の関心も低く、頓挫している等の報告がなされた。これらを踏まえて、委員相互間において意見の交換が行われた。

**3月4日**、「憲法とは何か」について、参考人日本大学法学部教授百地章君から、「権力機構としての国家」（実質的には「政府」）と「国民共同体としての国家」（本来の意味の「国家」）を区別して憲法論議をする必要性、「授權規範としての憲法」と「制限規範としての憲法」のバランス

を図る必要性、立憲主義の立場に立った上で究極の緊急事態に「不文の憲法」を認める余地、国会による憲法改正の発議が容易でないことと国民主権・立憲主義との関係についての見解等が述べられた。次に、参考人早稲田大学法学学術院教授水島朝穂君から、立憲主義は人類の英知であり、権力抑制が憲法の第一義的役割であるとの見解、多様な意見の共生が立憲主義の基本という観点から、憲法に歴史・伝統・文化を書き込むことには抑制的であるべきというのが憲法学者の共通の理解であるとの見解、憲法に国民の義務規定を設けることには抑制的であるべきとの見解、憲法改正には、高い説明責任、情報の公開と自由な討論、熟慮の期間が必要との見解等が述べられた。これらを踏まえて、各参考人に対し質疑が行われた。

**5月27日**、「参議院憲法審査会が取り組むべき課題」について、委員相互間の意見交換において、憲法の基本的価値は維持しつつ、民族の誇り、国家の権能の変質及び憲法のダイナミズムの観点から改正が必要であるとの見解、積み重ねられてきた憲法の良識を尊重することにより憲法審査会が未来志向の憲法を構想する場となるべきとの見解、国民主権との関係で、内閣統制のための議会拒否権の問題と官僚機構統制のための委任立法の問題をセットで議論すべきとの見解、統治機構改革により国の形を決める仕組みをリセットすべきとの観点から、国と地方の役割の見直し、首相公選制の導入、財政健全化、憲法改正の発議要件の緩和、自衛権の再定義と憲法裁判所の設置等が必要であるとの見解、解釈・立法改憲による矛盾を明文改憲により打開する条件作りを進めようという企てに国会がくみ

してはならず、現在の状況下では憲法審査会は動かすべきではないとの見解、日本人のアイデンティティと日本国憲法における近代憲法の理念を融合させた日本独自の憲法を作るべきとの見解、他国により作られた現行憲法は早急に改めるべきであり、今後の憲法審査会においては改正の具体案を題材として議論を行うべきとの見解、憲法成立過程に過度に立脚するのではなく時代に合わせて憲法を発展させていくとの観点に立つべきであり、二院制・一院制の問題など統治機構の在り方については改革の必要があるとの見解、集団的自衛権容認の憲法適合性について当審査会で議論すべきとの見解、憲法について重大な事態が生じていることを踏まえ、立憲主義、解釈による実質的憲法改正について当審査会で取り上げるべきとの見解等が述べられた。

9月7日、「二院制」について、委員相互間の意見交換において、二院制を維持

## (2) 審査会経過

### ○平成27年2月25日(水)(第1回)

- 幹事の補欠選任を行った。
- 海外派遣議員から報告を聴いた。
- ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び英国における憲法事情、憲法改正の動向及び国民投票制度の制度内容・運用状況等について意見の交換を行った。
- 参考人の出席を求ることを決定した。

### ○平成27年3月4日(水)(第2回)

- 憲法とは何かについて次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

#### [参考人]

- 日本大学法学部教授 百地章君  
早稲田大学法学学術院教授 水島朝穂君  
〔質疑者〕  
佐藤正久君(自民)、前川清成君(民主)、矢倉克夫君(公明)、儀間光男君(維新)、

した上で、両院の機能のすみ分けを目指すべきとの見解、二院制を堅持した上で、衆参の役割分担を明確にし、選挙制度も再検討すべきとの見解、参議院における行政監視機能の重要性と予算・決算のサイクルを充実させることの必要性、首相公選制を導入し、国の役割を限定して道州制を採用した上で、最終的に一院制の国会を創設すべきとの見解、民主主義の根幹は憲法に従って政治を行うことにあるとの見解、参議院の表決を理由に衆議院を解散することの問題点、二院制を維持した上で、国会の立法機能と政府監視機能の強化を図るべきとの見解、参議院の有益性を国民に理解してもらうことの必要性、民主主義の強化という観点から二院制を堅持すべきとの見解、参議院は良識の府・再考の府として決算・行政監視機能や中長期的課題に対する提言機能などを担う方向で考えていきたいとの見解等が述べられた。

吉良よし子君(共産)、田中茂君(元気)、江口克彦君(次代)、渡辺美知太郎君(無ク)、福島みづほ君(社民)、主濱了君(生活)、愛知治郎君(自民)、金子洋一君(民主)、阿達雅志君(自民)、小西洋之君(民主)、丸山和也君(自民)、木村義雄君(自民)

### ○平成27年5月27日(水)(第3回)

- 参議院憲法審査会が取り組むべき課題について意見の交換を行った。

### ○平成27年9月7日(月)(第4回)

- 二院制について意見の交換を行った。

### ○平成27年9月25日(金)(第5回)

- 請願第38号外390件を審査した。